

平成 27 年第 2 回府中町議会定例会

会 議 録（第 3 号）

1. 開 会 年 月 日 平成 27 年 6 月 19 日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 平成 27 年 6 月 23 日（火）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（17 名）

議長	中 井 元 信 君	副議長	繁 政 秀 子 君
1 番	小 菅 卷 子 君	5 番	山 口 晃 司 君
6 番	上 原 貢 君	7 番	海 渡 弘 信 君
8 番	西 友 幸 君	9 番	中 村 勤 君
10 番	慶 徳 宏 昭 君	11 番	山 西 忠 次 君
12 番	木 田 圭 司 君	13 番	力 山 彰 君
14 番	岩 竹 博 明 君	15 番	加 島 久 行 君
16 番	中 村 武 弘 君	17 番	梶 川 三 樹 夫 君
18 番	林 淳 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（1 名）

4 番 益 田 芳 子 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 一般質問

3 議員提出第 2 号議案 府中町議会会議規則の一部を改正する規則について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	和多利 義 之 君
副	町	長 佐 藤 信 治 君
教	育	長 高 杉 良 知 君

企 画 財 政 部 長	高 石 寛 智 君
地 方 創 生 担 当 部 長	地 下 調 君
総 務 部 長	寺 尾 光 司 君
福 祉 保 健 部 長	立 石 佳 之 君
生 活 環 境 部 長	梶 川 幸 正 君
建 設 部 長	河 中 健 治 君
向洋駅周辺区画整理事務所長	土 手 澄 治 君
消 防 長	中 川 和 幸 君
教 育 部 長	金 藤 賢 二 君
生 活 環 境 部 次 長	坂 本 雅 司 君
総 務 課 長	新 見 公 平 君
住 民 課 長	大 塚 圭 子 君
町 民 生 活 課 長	金 光 一 隆 君
建 築 課 長	藤 原 進 吾 君
学 校 教 育 課 長	中 坊 京 子 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

８．職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 花 田 智 史 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

９．議事の内容

（開議 午前 ９時３０分）

○議長（中井元信君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員１７名で、定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、平成２７年第２回府中町議会定例会第３日目の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定をいたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（中井元信君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日は７番 海渡議員、８番 西議員を指名いたします。よろしくお願いをいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（中井元信君） 日程第２、一般質問を議題に供します。

昨日に引き続き、厚生関係の質問を行います。

厚生関係、第３項、自転車の正しい乗り方の指導をについて、７番海渡議員の質問を行います。

７番海渡議員。

○７番（海渡弘信君） 皆さん、おはようございます。自転車の正しい乗り方の指導ということで質問をします。

６月から道路交通法が改正され、自転車の取り締まりが強化されました。現在、町でも小学校・中学校で自転車の乗り方の指導をしておられますが、個別の学年だけではなく、全学年に、また年１回の回数をふやし、各学年ごとに指導・教育を徹底していただけないでしょうか。

また、自転車事故においても賠償金が高額化しています。例えば、神戸市で男子小学生が自転車で女性をはね意識不明の重体となった事故の損害賠償の訴訟では、神戸地裁が小学生の母親に約９，５００万円を支払うように命じました。安全運転が第一ですが、万が一、このような場合のことを考えて、自転車保険に加入しておく必要があるのではないかと思います。

まずは、保護者の方に事故への認識を持っていただき、子供が自転車に乗る場合は、自転車保険に加入するよう、町としても啓発していく必要があると思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（中井元信君） 答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（梶川幸正君） 皆さん、おはようございます。７番海渡議員の自転車の正しい乗り方の指導をについて、御答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、６月に道路交通法が改正され、自転車の取り締まりが強化されております。自転車が関係する交通事故の約６割が自転車側にも法令違反があり、

加害者となって高額の賠償を命じられるケースも少なくありません。

このため、悪質な違反の取り締まりを強化するなどとともに、危険行為を繰り返す運転者の危険性を改善するよう、道路交通法が改正され、過去３年以内に一定の危険な違反行為をして、２回以上摘発された自転車運転者は、自転車運転者講習の受講が義務づけられた講習制度が新設されました。

本町の自転車の正しい乗り方の指導につきましては、交通事故の被害者、加害者にならないよう、正しい自転車の安全な利用や正しい交通ルールの習得などを目的とした自転車教室を、広島東警察署や広島東交通安全協会、並びに府中町交通安全推進隊の協力のもと、町内各小学校５校におきまして、６月に実施をいたしておりますが、近年危険な運転により加害者にもなってしまうという実態から、今年度から危険行為についても指導を強化しているところでございます。

また、学校教育においては、長期休業前に長期休業中における児童・生徒の指導として、安全指導の中で自転車の安全な乗り方について指導をいたしております。さらに、このたびの道路交通法改正等、時期を捉えて事例をもとに継続した指導を行っているところでございます。

議員御質問の指導対象、指導回数の拡大につきましては、教育委員会と協議、調整を図りながら、自転車の正しい乗り方の指導を含めた交通安全指導について検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、自転車保険の加入の啓発についての御質問でございますが、議員御指摘のとおり、近年自動車事故による被害者となるだけではなく、危険行為などにより、もし加害者となった場合は、損害賠償責任が生じ高額の賠償を請求される事案がふえております。自転車の運転の指導により、安全運転をすることが第一ですが、自動車保険と同様に、不幸にも事故を起こした場合に備えて自転車事故による損害賠償責任を保障する個人賠償責任保険に加入する必要があると考えております。

日本損害保険協会が作成した自転車事故への備えに関するチラシや、府中地区安全推進大会で上映した「自転車事故を知る、加害者としての責任」のＤＶＤなどを活用し、自転車教室などの交通安全指導時や、教育委員会と連携し、児童・生徒や保護者の方にも自転車事故への認識を持っていただくよう啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） 2 回目の質問はございますか。

7 番海渡議員。

○7 番（海渡弘信君） 御答弁ありがとうございました。今も小学校のほうでやられと
るというんですが、1 学年から 6 学年、各学年にはできてないと思うんですが、各学
年そういう教室を持ってもらおうと。それから、逆に言うと、お父さん、お母さんのほ
うが信号無視をしたり、自転車の乗り方がむちゃくちゃなのが現状だと思います。だ
から、子供さんのほうからでも、学校でこういう習うて帰ったよとかいうことを親に
言うと、親も気をつけにやあいけんのじゃないかと思うようになるんじゃないかと思
いますので、やっぱり子供のときからしっかりそういうことを学校のほうで教えてい
ただきたいと思います。

それから、広島市の場合は、3 年生になったらそういう自転車に乗る子は免許証み
たいなものを出してるところがある、広島市の場合は。それ乗り方とか交通法規とか
いう何か試験を受けてそういうのを出して、そうでないと乗ったらいけませんよとか
いう広島市のほうは指導がしてあるということです。

それから、保険のことなんですけど、町がこういう自転車保険に加入しなさいとい
うことまでは言われるんですが、代理店を町がするわけにはいきませんので、な
るべく啓蒙活動して、今さっき言われたように、私も言いましたけど、賠償金が年々
高い賠償金が出とるんで、この神戸の件でも、お母さんはもう破産宣告をされとるそ
うです、これは。そしたら、加害者もどっちも、被害者のほうも、結局どう言うたら
いいですかね、何のお金も一円も入らん、どうにもならない状態になると思うんです
よ。そういうことがあるんで、今神戸以外にも、もう 5, 0 0 0 万とかいう高額な事
例がたくさん出ております。そのために、やったほうも、やられたほうも結局保険で
も入っとれば、1 億円ぐらいの保険が自転車保険とかいうのがあるんですけど、町で
パンフレットをつくって保険に入ってくださいいうて、保険会社じゃないんで、それ
は言えんのですが、一応、そういう教室を持ったときには、損害保険協会のほうから
そういうパンフレットも無料でくれますので、もらって、なるべく子供さんに持たす
とか、いろんなところでそういう保険に入ってくださいよという啓蒙活動をやってほ
しいと思います。

だから、義務づけにはならないんですけど、この間私もちょっと福岡のほうとか行
ってちょっと聞いてきたんですが、なかなか義務づけるということとはできんのですが、

一応、町としてもそういうことが起きた場合にはいけないということで、今からいろいろ考えていただいて、しっかり啓蒙活動をやってほしいと思います。お願いします。

○議長（中井元信君） 要望ということでよろしいですか。

○7番（海渡弘信君） やるかやらんか。

○議長（中井元信君） 生活環境部長。

○生活環境部長（梶川幸正君） 小学校に対する自転車教室、これはある保護者の方も同席される場合もございますので、その中で一応啓発、正しい乗り方の啓発とか、そういうことを順次行っていきたいというふうに思います。

自転車教室では、これは全日本交通安全協会、こういうのが丁寧に書いてあるんがございまして、これを配って、正しい乗り方についての講習等、引き続きやっていきたいと思います。

そして、自転車事故につきましても、議員おっしゃるように、高額な賠償責任等がかかってまいりますので、町といたしましても、積極的に啓蒙活動をやっていききたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 3回目の質問。

7番海渡議員。

○7番（海渡弘信君） 町としてもいろいろ考えてもらえるということで、ありがとうございます。

今は子供さんよりか大人のほうのむちゃくちゃな違反のほうが多いんじゃないかと思います、府中で言うと。高校生とかもむちゃくちゃな乗り方をしとるんも現状ですけど、今から少しずつでもそういう自転車事故ということに関して、町としても目を向けてもらえば思います。要望で終わります。

○議長（中井元信君） 以上で、第3項、自転車の正しい乗り方の指導をについて、7番海渡議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第4項、不安が残る「マイナンバー」の運用について、18番林議員の質問を行います。

18番林議員。

○18番（林 淳君） 皆さん、改めておはようございます。マイナンバー、通称マイナンバーと言われることをテーマにした質問を行います。

いわゆるマイナンバーは、個人情報を一元化し、国民全員に１２桁の個人番号をつけるものです。まず最初の質問は、その作業はいつから始まり、どのような手順で進められるか、伺います。

第２の質問は、このカードにはどのような情報を入れるのかという質問です。これらにかかる費用とその負担、及び情報漏れを防ぐセキュリティー、どうなっているのか伺います。特に、日本の場合、官、民の広い分野で利用範囲を拡大するとしており、国民の不安を払拭する責任があるというふうに思います。

先般、年金機構から１２５万の個人情報が流出し、これにかかわる犯罪も既に発生したとも言われています。きょうあたりの新聞では、１２５万件だけど、人数にすると１０１万というふうなもっと詳しい情報も流れていますけれども、民間機関での自由な個人番号カードが利用されているアメリカや韓国では、カード犯罪が多発しています。アメリカでは、なりすまし犯罪というふうに言われている犯罪が多発してまして、年間では４００万件、被害総額が年間で約７，０００億円、これは連邦司法省、アメリカの統計で出ています。このため連邦議会等では、この防犯のために大変な苦労と費用を費やしているそうです。結局、官、民、両分野における共通番号制度は、アメリカでは見直しに入ったというふうに言われてますし、いわゆる国務省の兵隊に行った人たちに与えられている年金ですね、これなどはほかの番号を使うということを決めたようです。

去年の１月、韓国では１億５８０万件の情報が流出し、民間の情報企業の社員が盗み出してこれを売っ払ったということが明らかになってます。この中にはパク・クネ大統領や国連のパン・ギムンさん、この人も韓国の出身の方ですよ、事務総長、この人たちの情報もその中に入ってたということで、大変な騒ぎになっておりますし、銀行には預金が無事かどうかを確認する顧客が押しかけるという大騒ぎになったというふうにも報じられております。

このように見ると、官、民にわたって利用範囲を拡大しようとする自公政権の方向は直ちに中止をして、利用目的と利用範囲を限定すべきだというふうに私は思っております。もう既にこの法案は法律として成立したのは１３年５月ですよ。そのときには３つの分野に限るというふうにされておりまして、例えば税金の問題、社会保障の問題、もう一つは災害ですね、この３つの分野に限ってこのカードをマイナンバーですけども、活用するというふうに言っていましたけど、いつの間にやら今国会に銀行

口座、銀行の預金口座ですが、これも使う、そのほか例えば医療関係のデータも入れて使う、18年には文科省あたりは奨学金を支払うということで、奨学金も多い人は大学院まで出てる人は700万から800万ぐらい奨学金の支払いがあるんだそうですが、そういう人たちの口座とかいうのも全部明らかになるんです。極端なことを言うと、もう既に出てるらしいんだけど、例えば私が生活保護を受けようと思います。そうしますと、私の親とか兄弟なんかと、まあいわばドッキングさせていくと、親は金を持っとるとか、そうすると親のほうへ請求が行くとか、もう外国などではそういう例が出ております。

そして、なおかつ、そういった医療の問題なんか考えてもらおうとわかるんだけど、アメリカなどでは、例えば難病患者がおります。そういうのがわかると、保険会社は絶対に契約しません。これはわかれば当然のことなんだけど、そういうふうにさまざまな分野で被害が出てるんですね。

また、最近はお年寄りの間から出てるのが戦争立法の問題がありまして、私ら若いときには男は二十になったら徴兵制がありました。甲種だとか乙種だとか丙種だとかつけられて、健康のいい者からどんどん兵隊にとっていくんだけど、それだけじゃなくて、中学校の2年生ぐらいになると、女学生、13、14ですか、14ぐらいですね、子供まで徴用ですからね。この間会った女の人、この人は学校の先生をやったそうですけども、動員をかけられて、私は女学校時代1年半は全然勉強してなかった、毎日工場へ行って、軽い作業かもしれないけども、軍事関係の仕事をしてたということを言われてましたから、その人がこういうことにも使うんじゃないか、徴兵制とか、徴用、工場に働きに行かすわけです、学校の先生が引率をして、勉強を教えないで、そういうようなことに使われるんじゃないかといったように、さまざまな分野でこのマイナンバーについて不安の声を私は聞いております。

質問は、通知カードでは通用しなくて、個人番号カードを取得して、それによってでないと、これをだから提示しないとサービスが受けられないといったような事案が府中町にあるかどうかということですね。それが質問です。もうちょっと詳しく言うと、どんな場合に個人カードが必要なのか、通知カードだけではだめ、個人カードを見せなさいとか、そういった提示を求められる府中町民に対するサービスの中で、それが必要なケースといったのはどういったものがあるかという質問です。

以上です。

○議長（中井元信君） 答弁。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 皆さん、おはようございます。18番林議員の御質問、不安が残るマイナンバーの運用についてに御答弁させていただきたいと思います。

まず、前置きにはなるんですが、マイナンバーの通知や個人番号カードの発行の事務は生活環境部住民課で所掌をしておりますが、マイナンバー自体は、先ほど議員も御指摘ありましたように、税、社会保障、災害対策に関する事務に利用されるもので、町で言えば、各部課にまたがっております。総務課のほうで総合調整を行っておりますので、一括して総務部で答弁させていただきたいというふうに思います。

さて、いわゆるマイナンバー制度でございますが、平成25年5月31日に公布されました、いわゆる番号法、正式には行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき導入されます社会保障税番号制度であり、社会保障、税、災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い公平、公正な社会を実現するための情報化社会の重要な基盤として導入されるというものでございます。

マイナンバー制度におきましては、住民票を有する全ての方に対しまして、1人1番号で12桁のいわゆるマイナンバー、正式には個人番号とありますが、この個人番号を住所地の市町村長が指定します。国の行政機関や地方公共団体などでは、社会保障、税等の特定の分野において保有する個人情報とマイナンバーとをひもづけて、関連づけてですね、効率的に情報の管理を行うというものでございます。さらには、マイナンバーを活用してそれぞれの機関が保有する個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実にやりとり、情報連携することができるようになるというものでございます。

マイナンバー制度の効果として言われておりますのが、社会保障や税に係る行政手続における添付書類の削減による利便性の向上、行政の高率化、所得の正確な捕捉などが上げられておるというものでございます。

それでは、お尋ねの内容でございますが、①のマイナンバーの運用の時期でございますが、マイナンバーの導入スケジュールは4つの段階があります。第1段階が、ことしの10月5日からスタートということで、マイナンバーの指定とその通知が始まるということでございます。第2段階が来年平成28年1月1日からで、マイナンバーの利用と個人番号カードの交付が開始されます。第3段階が平成29年1月からと

いうことで、国の機関における情報連携の開始、第４段階が平成２９年７月からで、地方公共団体における情報連携の開始が予定されているということで、順を追って入っていくということでございます。

住民の方に関する手続といたしましては、第１に、ことしの１０月５日以降に御自分のマイナンバーをお知らせする通知、通知カードが住民票の住所の世帯主宛てに簡易書留で届く、送られるということになります。

なお、実際の番号の指定と通知カードの作成、発行は、全国の市町村長が、国が指定しました地方公共団体情報システム機構、略称Ｊ－ＬＩＳとありますが、これは地方公共団体が共同設置したそういう情報を処理する法人でございますが、ここに全国の市町村長が事務委任し、実施するという手続となっております。実際にはこのＪ－ＬＩＳから各個人に通知カードが送られるということになります。

この通知カードは、紙製でございますが、個人番号、マイナンバーと氏名、住所、生年月日、性別が記載をされております。顔写真はついておりません。この通知カードは厳重に保管し、マイナンバーをむやみに他人に教えることのないよう注意していただきたいと思っております。

また、この通知カードにはプラスチック製の顔写真つきのＩＣカードでございます。個人番号カードの交付申請書が同封されておりますので、個人番号カードの発行を希望される方は、この時点から申請ができるという取り扱いとなっております。

続きまして、平成２８年１月からは希望者に対する個人番号カードの交付が開始されます。また、税、社会保障関係分野の確定申告とか、年金、雇用保険、医療保険、生活保護、児童手当などの一部の手続で申請書等にマイナンバーの記載が必要となることとなります。源泉徴収や健康保険、厚生年金等の手続にマイナンバーの記載が必要となることから、勤務先の会社からマイナンバーの提示を求められるということにもなってまいります。

続いて、平成２９年７月からは市町村や道府県などで情報連携が開始され、例えば、他の市町村から転入の際に行う児童手当などの認定請求で現在必要な所得証明などの添付書類が順次削減をされていくということとなります。

次に、②のマイナンバーの個人番号カードに入る情報とその費用分担並びにセキュリティーの対応ということでございますが、個人番号カードに記録される情報でございますが、カードの表面に氏名、住所、生年月日、性別、有効期限、それと顔写真が

記載されると、それで裏面に12桁の個人番号、マイナンバーを表示するということとなっております。

また、カードの中に格納されたICチップには、カードに記載された事項のデータと公的個人認証の電子証明書が記録されるということとなっております。年金とか税の情報などのプライバシー性の高い情報はICカードには記録されないということとなっております。

この個人番号カードに関する費用分担ですが、個人番号カードの交付は法定受託事務でございまして、当面は国が全額を費用負担することとなっております。初回のカード交付の手数料は無料という扱いとしております。

なお、個人番号カードの作成は、通知カードと同様に、国が指定しました地方公共団体情報システム機構に事務委任をして行います。また、その事務委任やカード交付に関する経費につきましても、国から補助金、10分の10の補助金が交付されるということとなっております。

次に、マイナンバー制度全般に関するセキュリティー対策ということでございます。セキュリティー対策といたしまして、情報システム面と制度面から、両面からセキュリティーの強化を図り、より安心で安全な仕組みを構築することとなっております。

情報システム面での主な対策として4項目あります。1つ目が、個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施するということでございます。2つ目として、個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携、情報のやりとりを実施するということです。3つ目として、情報にアクセスできる人の制限、管理を実施する。4つ目として、通信の暗号化を実施する、などの保護措置を講じることとしております。

また、制度面ですが、主な対策として、1つ目として、番号法の規定する事務以外については、特定の個人情報の収集、保管を禁止する。2つ目として、特定個人情報保護委員会を新たに設置し、監視監督を行う。3つ目として、特定個人情報保護評価の実施。4つ目として、罰則の強化、5つ目として、マイナポータルという自分の個人情報について行政機関でどのようなやりとりがなされているかが確認できる個人用のサイトの開設などの対策が講じられております。

一部の対策につきまして具体的に説明いたしますと、情報システム面の保護措置としましては、個人情報を一元管理するのではなく、従来どおり住民票の情報は市町村、税の情報は税務署、年金の情報は年金事務所といったように分散して管理し、必要な

情報を必要なときだけやりとりをしますので、仮に1カ所でマイナンバーが漏れたとしても、個人情報が入る式に抜き出せない仕組みとなっております。

また、行政機関同士で情報のやりとりを行うときも、マイナンバーを直接に使わず、暗号化し、かつ規則性のない符号を使用します。また、システムにアクセスできる人やシステム内でのアクセスできる情報を制限するなどの措置を講じるということでございます。

次に、制度面の具体的対策として、国から独立性が高い、いわゆる賛助委員会として特定個人情報保護委員会を設置し、国の機関、地方公共団体、民間事業者など、マイナンバーを扱うものに対しまして、マイナンバーを含む特定個人情報の適正な取り扱いに関して監視、監督をさせることとしております。また、番号法では、特定個人情報の不正な取り扱いに対する罰則につきまして、個人情報保護法等の罰則に比べ、おおむね法定刑が2倍に引き上げられたほか、公務員だけではなく、民間事業者も直接刑罰の対象としております。

以上のように、個人情報の保護に関しましてさまざまな対策措置が講じられることとなっております。

次に、御質問の個人番号カードの提示を必要とするケースということですが、先ほど答弁いたしましたように、個人番号カードの交付は希望者に限られることから、提示が義務づけられるケースはありません。平成28年1月以降に想定されます手続、例えば児童手当の受給資格の認定請求の窓口手続では、請求者は認定請求書に氏名、生年月日等に加えてマイナンバーの記載を行います。マイナンバーを記載することで所得証明の添付等は不要となりますが、記載されたそのマイナンバーが正当かどうか、来庁者が本人かどうかを確認するための確認書類の提示が必要になるということでございます。その際に、個人番号カードをお持ちであれば、マイナンバーの記載と顔写真が貼付されていることから、個人番号カード1枚でマイナンバーの確認と本人確認の両方が一度でできるということでございます。記されたマイナンバーが正しいかどうか、または本人確認する方法としましては、個人番号カード以外に、通知カードやマイナンバーが記載された住民票を提示する方法もありますが、通知カードとか住民票には顔写真が添付されていないため、別に運転免許証やパスポートなど、本人確認用の書類が必要となるということでございます。

このように、個人番号カードの取得は強制ではありませんが、マイナンバー制度が

開始される平成28年1月からは手続における本人確認が厳格化されるということに伴いまして、個人番号カードは各種手続におけるマイナンバーの確認及び本人確認の手段として有効でございますので、できるだけ多くの住民の皆様にご取得していただきたいと考えております。

答弁は以上でございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） 2回目の質問はございますか。

18番林議員。

○18番（林 淳君） 以前に、2002年でしたかね、たしか住基カードっていうのがありましたね。あのときも今回ほどに活用分野が広がらなかったということもあって、まあ不評だったと思うんですね、結果的に見ると。結局、あれは府中町で住基カードを登録し受け取った人は、一体何人あったのかという質問が1つです。

それから、これは、住基カードは今度のマイナンバーをとっても、住基カードは住基カードのままで残るといふことのようなことから、そうすると住基カードっていうのが今言われましたように、さまざまな町のサービスを受ける場合に、通知カードでは写真が張ってない紙製のカードだというんで、それ以外に本人確認の何かが必要だというふうに言われましたが、例えば住基カードを持っておれば、通知カードとあわせて本人確認ができるんですかね。それ以外にも、例えば児童扶養手当などを受けるとき等に本人確認をしなければならないときには、例えば運転免許証とその通知カードを持っていけば、それで用が足りるというふうなお話だったわけですが、足りるのかどうかという質問。

もう一つは、いわゆるそういうふうにさまざまなところで企業のほうから求められる、銀行から求められる、今の今国会で銀行口座なんかも入れるみたいなことになっていきますから、そういうふうにどんどん、どんどん広がってきて、ある意味、便利は便利なんですね、1枚で全てのことが証明できますから、いうのはマイナンバーカードを受け取ればですね。ところが、逆にそれが落とし穴になって、先ほど言いましたように、どこの国もセキュリティーは十分にやっているとっておきながら、物すごい数字の情報漏れというのが頻繁に起きてるわけですからね。

だから、今総務部長が御答弁の中ではかなり難しいなというふうな印象はあるけれども、どこの国においても、A型っていうのはドイツだとか、B型っていうのはアメリカだとか、C型っていうのはスウェーデン型っていうふうに言われてるんだけど、

とりわけアメリカ型のB型のいわゆる官、民使用、日本はアメリカよりもっともっと
広げていくという構えですからね、もう既に今国会にも出てるわけですから、そうす
ると、ますます犯罪を防ぐセキュリティーっていうのが本当に口で言えるほど確かな
ものなのか。韓国のなんか例を見たら、そういうセキュリティーじゃないや、ナンバ
ー会社から働いてる人が持って出て売っ払ったというんでしょう。最終的には全部人
間が管理しとるわけですからね。だから、もう完全なセキュリティーなんてあり得な
い、僕はそう思ってます。

僕はそういう意味で、余り町のほうも、これは意見ですが、どんどん広げないほう
がいいと思うんですよ。そして、積極的にマイナンバーというのをきちんと個人情報
カードって言いますけど、写真を張るね、これやっぱりどんどん広げなさいよ、早く
取ったほうが便利ですよというのは、やめたほうがいいと思う。僕はもうちょっ
とやっぱり行く末といいますか、実際に活用を始めて本当に安全なんかどうなのかと
いうのを僕は府中町民にはそういうふうに訴えたいね。それをわかってからでいい。

最後のほうは意見です。だから、できるだけ余り早目に広げないほうがいい、府中
町民の被害を防ぐためにはそのほうがいいのではないかというふうに思ってます。

以上です。前半は質問ね。

○議長（中井元信君） 答弁。

住民課長。

○住民課長（大塚圭子君） 林議員からの御質問、1番と2番について、お答えいたし
ます。

まず、府中町で発行している住基カード、これは今までの合計数ではないんですが、
現在有効な枚数は約2,000枚ございます。人口の約4%になっております。

2番目の御質問、通知カードと住民基本台帳カードで本人確認ができるかどうかと
いうことですが、可能であります。通知カードには個人番号が載っております。番号
の確認だけになりますので、プラスして本人確認ということで住基カード、こちらの
住基カードはことしの12月で発行を終了いたしますけども、有効期間であれば、そ
のまま使えますので、本人確認として写真入りであれば、そのまま運転免許証と同じ
ように使っていただけます。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 議員御指摘のそのセキュリティーの話なんですけど、基本的に、国のほうもそういったおそれを持っておりまして、最後ちょっと御答弁のほうで強調したんですけど、マイナンバー利用に当たっては、本人確認を重視しなさいというのが国のスタンスで、要は、なりすましを防ぐためには、まず番号だけでなく、その番号の個人とその本人が必ず別の証明書、顔写真つきのもので確認しなさい、そして、なりすましを防ごうというのがどうも国の考え方になっているようです。だから、通知カードでは顔写真がないので、できればその個人番号カードを申請して持っていたければ、マイナンバー、プラスの顔写真が出てるということになります。

それと、なおかつＩＣチップが入ってますので、将来的には、先ほど言いましたマイナポータルという個人の情報をネット上で自分の情報がどういうふうに使われているかというのが管理できるし、また国の今後の利用の仕方として、マイナポータルという個人の画面で各種申請、税金とか年金なんかの申請も在宅でできるように、個人情報で個人情報番号、暗証番号も入れてますので、そういった在宅でそういう申請ができるようなほうにも持っていこうというふうに考えておられるということでございます。

また、実際の利用に関しましても、番号法の中で一々、一つ一つ全てどういう事務でマイナンバーが利用できるかというのが掲げてあります。その法律に掲げたこと以外には利用できないというふうにはなっております。

また、それ以外に、市町村で独自に使う場合は、必ず条例化をして、こういう事務に使って市町村では使うというふうな、全て法化して使っていこうというような趣旨でございます。将来的には住民票がコンビニ交付ができるようにとか、そういったものも考えられていると思いますので、担当としては、ぜひ広く取得していただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（中井元信君） ３回目の質問。

１８番林議員。

○１８番（林 淳君） 特に深いかわりがある質問ではないんだけど、僕は非常に不思議に思ってるのは、国連でも問題になったんだけど、いわゆるタックス・ヘイブン、税を逃れるために有名なケーマン諸島などへ大企業などがペーパーカンパニーみたいなものを置いて脱税をやっているということで、たしか国連の中でもノーベル経済

学賞を取ってる、名前忘れたんだけど、取った人を委員長にして、いろいろ検討してるといような話を聞きます。

だけど、例えば、だから総務部長、寺尾さん、詳しそうだから、ちょっと聞くんだけど、どういうことかっていうと、例えば、今日本の中で5億円以上を持っている世帯ってというのが大体5万あるって言われてるわけね。それから、これ平均1.3億持ってるそうです、平均1.3億持ってるんだけど、5億円以上の人が5万世帯。1億円から5億円が9.5万世帯、ここは平均が3億円ぐらいだというんだけど。僕が非常に今度のマイナンバーとの関係で言うと、ちゃんと税をひとつ、3分野にわたって、特に税の問題とか社会保障の問題はきちんと捕捉するというふうに言ってるけど、今ですら大企業が持っているお金、特に海外への投資、海外での利益、あるいは海外への投資の中でも国債だとかなんとかいうのは把握できるんですか。僕はそういうふうが一番大事なところが、僕らみたいにまあ下流か中流の間ぐらいの暮らしをしている人たちの預金だとかなんとかいうのはきちんと収入、年収何ぼ、ちゃんと把握してるけど、そういうような膨大な資産を持ってる人たちの捕捉っていうのをちゃんとするのかしら、できるのかしら、今度のマイナンバーで。そのことをちょっと非常に僕は関心があるんで、やっぱりその辺のところも、もし詳しい寺尾さんが御存じなら、一言お聞かせ願いたいという質問です。

以上です。

○議長（中井元信君） 総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） ちょっと私のほうも所得自体が全て把握がされるかどうかというの、具体的にどういう仕組みになってるのかわからないので、答弁できないんですが、ただ、今回個人番号、マイナンバーが入ると同時に、法人番号という各企業も番号づけをされるということになります。だから、例えば府中町役場が何番を持つとかいうのが全部これは財務省のほうだったと思うんですけど、そちらのほうで番号づけされるということで、企業間もそういった税金関係とか社会保障にかかわりますので、そういったときでそういう法人で幾らこの人に支払ったと、その法人の番号は幾らですよというので、そういった税金の流れという意味では、企業間での流れというのもわかってくるのではないかというふうに思いますので、それが全て林議員のおっしゃった回答になるかわからないんですけど、そういった意味で、だんだん変わってくるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中井元信君） 以上で、第４項、不安が残る「マイナンバー」の運用について、
１８番林議員の質問を終わります。

以上で、厚生関係の質問、全部を終わります。

続いて、建設関係の質問を行います。

建設関係、第１項、府中町の「空き家」対策について、１８番林議員の質問を行います。

１８番林議員。

○１８番（林 淳君） 府中町の「空き家」対策というテーマで質問いたします。

まず最初に、幾つかの資料をいただきました。また、その資料を使って御答弁なされるところもあるんですが、まず最初に、資料の提出のお礼を申し上げます。

空き家対策特別措置法が５月２６日、ついこの間完全施行されました。これによって、町は空き家の所有者に撤去だとか修繕だとか、あるいは勧告、命令などができるということになります。命令違反には５０万円以下の過料とか、ある場合には、強制撤去も可能となっております。もちろんその前提として、倒壊や衛生上著しく有害であるとして、特定空き家というふうに特定するわけですが、それを自治体が決めるということですね。

そこで、質問の第１は、ここに出ておりました特定空き家の基準を示していただきたいと思います。

質問の２点目は、特別措置法を府中町に適用する場合には、府中町としての条例が必要なんではないでしょうか。もし必要ならば、その条例をいつごろ制定されるのか、お考えをお聞かせください。

ところで、空き家特別措置法が制定されたのは、２年前の２０１３年総務省の全国調査で、全国の空き家が８２０万、率にして１３．５％で、さまざまな社会的問題となったからです。したがって、空き家対策には勧告、命令、強制撤去、過料のほか、特定空き家に認定されると、一つは、固定資産税を軽減する特例から外される、また老朽化した建物を撤去するためには多大費用がかかる上、更地にすれば、固定資産税が２００平米以上の場合は３倍になると、２００平米以下は６倍になるというふうに聞いています。一方、じゃあ大変負担も大きいことだから、いっそのこと寄附をするといった場合にも、法的な制限があるやに聞いております。もしあれば、そういった

法的な制限があるのであれば、要するに寄附ができないということなんですけども、そのことを明らかにしていただきたい。だから、所有者というのは持ってるけれども、いわば八方ふさがりで、財産であるはずの土地家屋がその人の所有者の首を絞めるみたいなケースだってあるわけなんですね。

府中町の空き家戸数、率などを示していただきたい。これは資料には出ておりますが、一応御答弁いただきたいと思います。また、このうち特定空き家となる推定戸数、推定されているのであれば、一体特定空き家というのはどれぐらい出るんだろうという質問です。

先ほど述べましたように、空き家の対策は、土地家屋は府中町に存在していても、所有者の置かれている条件は複雑です。いろいろなケースがあるわけですね。空き家特別措置法は、府中町の住宅都市政策や町の第4次総合計画ともかかわる課題であり、町条例の制定と並行して体制を整える必要があるというふうに思っております。

4つ目の質問です。空き家問題相談窓口の設置を考えたほうがいいのではないかとこのように思っていますが、この点いかがでしょう。法的にも複雑であり大きな負担がかかる事業だけに、緊急を要するというふうに思います。さきに住宅都市計画を述べましたが、府中町の住宅整備計画をこの機に見直すことを求めたいと思います。

そこで質問ですが、府中町の公営住宅戸数と、ここ3年の入居競争率、どれぐらいの人たちが応募していて、どれぐらいの件数があつたかということなんですけども、特に競争倍率について明らかにしていただきたいと思います。

私の理解では、府中町の公営住宅は近隣の自治体の中で少ないんじゃないかというふうに思ってます。国は人口減を2060年で1億人に歯どめをかけたいと、その一環として、例えば府中町では働く若者たちの定住、そして借家がなかなか見つからないお年寄りのための借り上げ町営住宅制度の新設など、空き家対策の一助になるのではないかというふうに思っています。

また、府中町はマンション業界の調査では、中四国9県で最も住みやすい町に選ばれ、マンション建設が進んでいますけれども、その反面、例えばマンションに住むお年寄りの人たちは、家庭菜園が欲しいといったような要求も生まれていると聞きます。この空き家対策の中にその一環として家庭菜園、もう既に何カ所か利用されていると思うんですが、この際その一助になるのではないかというふうに思っております。

最後の質問ですが、第3次総合計画にあった借り上げ町営住宅の計画を、この際組

上にのせる検討されているかどうか、4次総の中です、それを伺いまして質問を終わります。

以上です。

○議長（中井元信君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（河中健治君） 18番林議員の御質問の府中町の空き家対策について、御答弁させていただきます。

質問主旨にございます①からの⑥の御答弁をさせていただく前に、まず空き家対策に係る国及び町の動向について、説明をさせていただきます。

国の動向としましては、適正な管理が行われていない空き家等が増加し、防災や衛生、景観面などで地域住民に大きな影響を与えていることを踏まえ、生活環境の保全、空き家等の活用促進を目的として、空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月27日に公布され、本年5月26日に完全施行したものでございます。

本法の概要としましては、国による基本指針の策定、市町村による計画の策定のほか、特定空き家等に対する行政指導及び行政処分に係るものが規定されております。この特定空き家等とは、そのまま放置すれば、倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいいます。

本法では、この特定空き家等に対する措置として、指導、勧告といった行政指導や命令、強制執行等の行政処分が可能となったものです。

本法の施行に係る町の対応としまして、従前より空き家関連の相談対応を行ってまいりました町内部の関係各課で連携を取りまして、現状の相談対応を行うとともに、今後の特定空き家の指定、及び特定空き家への行政指導等に係る方策を、部局間を超えて横断的に決めていく組織として、府中町空き家対策連絡会議を設置する準備を現在進めているところでございます。

本連絡会議は、本法に基づいて総務省及び国土交通省から告示された基本指針、さらには、この基本指針をもととして国からガイドラインが示されており、これらをよりどころにしながらも、府中町での高い不動産需要や実際の社会問題等、空き家に関

する府中町での行政課題を整理した上で、情報の共有を図り、特定空き家等への対応を視野に入れた体制づくりを行っていきたいと考えております。

以上を、国及び町の空き家対策に係る動向とさせていただきますして、質問主旨の①から⑥までを御答弁させていただきます。

まず1点目の御質問、特定空き家の基準についてでございますが、先ほどの説明のとおり、法に規定しております「特定空き家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、またはその他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいいます。

なお、本法に基づき、国は特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針を示しており、本指針内で定める「特定空き家」となる参考例の一部を示させていただきますと、建築物が著しく保安上危険となるおそれのある状態の判断基準例として、柱が傾斜している、基礎が破損または変形しているといったものがあり、これらの基準に個別事案に応じて町が適切に判断するものとなっております。実務上ではこのガイドラインをもとに、個別案件について、府中町空き家対策連絡会議において順次対応するものとしております。

次に、2点目の御質問です。府中町の「空き家」対策の条例化の時期について御答弁をさせていただきます。

本法律の施行前におきましては、従前から深刻な空き家問題を抱える自治体が、個人の財産に対して公権力の行使である行政処分を規定した条例の制定等を行ってまいりました。本法律の施行後は、法の規定に基づきまして行政対応が可能となっていることから、条例の制定は想定しておらず、町の実情に応じて、本法及びその他関連する既存法令の規定に基づく対応を行うものと考えております。

それと、寄附をするにも法的制限があるといった御質問の中で、この法的制限があるのかといった御質問につきましては、私の知る限りではないというふうに思っております。

次に、3点目の御質問、町内の空き家の戸数と率についてですが、平成25年に総務省統計局が実施した住宅土地統計調査によりますと、町内の住宅総数は2万3,820戸であり、うち空き家戸数は2,500戸存在し、その結果、空き家率は

10.5%となっております。この空き家率につきましては、県内で最も低いものであり、県内平均の15.9%から大きく下回っております。

なお、空き家戸数2,500戸のうち、別荘や賃貸用、売却用、空き地を除いた長期にわたる不在の住宅等は980戸でございます。

次に、空き家対策についてでございますが、冒頭に説明させていただきましたとおり、府中町空き家対策連絡会議の設置準備を現在進めており、空き家に関する住民通報に係る対応につきましては、部局間をまたいで横断的に行う体制を整えることを考えております。

また、都市部である府中町での高い不動産需要の状況や実際の社会問題等、府中町の空き家対策は、県北や島嶼部とは異なった視点での行政対応が必要であると考えております。よりまして、当連絡会議では、空き家に関する府中町での行政課題を整理した上での情報の共有を図り、特定空き家等への対応を視野に入れるものと考えております。

次に、5点目の御質問でございます。町営住宅の戸数と入居競争倍率について御答弁をさせていただきます。

町営住宅の戸数は、平成27年度当初で108戸であり、また過去の入居募集での競争倍率は、平均して3倍から4倍となっております。なお、既存の町営住宅ストックにつきましては、老朽化が進んでいることから、府中町住宅マスタープラン及び府中町町営住宅長寿命化計画に基づきまして、（仮称）本町住宅の整備について、今年度事業着手をすることになっておりまして、今までにはない間取りであります、ワンルームを初め3DKまで用意しており、幅広く住宅ニーズに応えるものとなっております。

最後に、借り上げ町営住宅の実現について御答弁させていただきます。

平成25年3月に策定しました府中町町営住宅長寿命化計画におきまして、借り上げ公営住宅制度の適用検討を行っておりますが、直接建設方式に比べ多額の初期投資が軽減されることのメリットがある反面、借り上げ家賃である市場家賃と入居者が負担する家賃の差額に対する財政負担が相当額に及び、管理期間が長い場合は、直接建設方式に比べ町負担が大きくなるなどのデメリットがあり、また借り上げ期間が満了した際の入居者への退去措置等に係る問題点も指摘されております。

また、本町の空き家、空き地は不動産としての需要が大きく、いわゆる空き家の活

用につきましては、基本的に不動産売買や賃貸借契約及び駐車場等として不動産業者が十分に活用機能を果たしております。

このような現状を考えた場合、本町におきましては、空き家等を借り上げ住宅として活用する対策を講じるのではなく、まずは現在計画されております町営住宅の整備を進めて供給戸数を確保するとともに、既存の町営住宅ストックの長寿命化を進めていくことを優先的に考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） 2 回目の質問はございますか。

18 番林議員。

○18 番（林 淳君） つい10日ほど前に電話がかかってきて、ホームレスなんだけってということで、間に立つ人が電話をかけてきて、ホームレスの問題で相談があるからということで3人で会ったんですね。ホームレスっていうのは家がないわけですね。年金がどうだっていうことで、まず年金の問題を解決しようということで、実は彼は以前働いてる、若いころ働いてることがありまして、年金の受給者なんですね。それで、町の職員に相談をして、その職員の力をかりまして、非常に親切に対応していただきました。年金はちゃんと取れるようになりました。彼は頭陀袋1つで、汚い服のままで、半年以上もホームレスの生活を送ってたわけなんですけど、一つは、きちんと年金が手に入るようになったということ、もう一つ心配なのは家なんですね、ホームレス、もちろん家がないわけですが。そして、もう一人仲介役になった人が、わしが何とか探してやろうっていうことで、いろいろ探したんだけど、難しくてだめだ。だけど、当面は金があるから、簡易宿泊所か何かでしばらくはそこで暮らすけれども、家を一緒に探しましょうということで、その仲介役をやってくれた人と2人で相談していろいろ探してるんです。だけど、それはたまたまホームレスの人だったんだけど、実際に僕が知ってる、僕は年相応に年寄りのお友達が多いんだけど、やっぱりお年寄りは、特に単身の人にはなかなか貸してくれません。もう家主さんが、もうお年寄りはいろいろとトラブルが多いので、だめだというわけです。だから、ちゃんとお金も払いますって言ってもだめなんですね。もともと彼はホームレスになったっていうのは、そういったいさきさつもありましてホームレスになったわけだけでも。

だから、やっぱり一つは高齢者の住宅いうことをどうしても考える必要がある。ただ単に不動産業の人たちに任すだけではだめだ。ところが、府中町ね、第3次総合計

画でいいことを書いてるんですよ、これはぴったりの、その当時恐らく分析をされて、それにふさわしい対策として出てる。ちょっと読んでみます。これに書いてあるんですね。

「ひとがきらめき まちが輝く オアシス都市 あきふちゅう」、その中の住宅政策のところですが、僕が読むのは。部門別の計画、公的住宅の整備っていうんですが、それにこういうふうに書いてあるんですね。町営住宅の建てかえ、住戸数改善を進めるとともに、高齢者向け公共賃貸住宅の供給を促進します。高齢者向けっていうふうに書かれてるというのは、当時も、これは今から10年前ですね、改訂版ですから。第3次総合計画は5年たったところで改訂版をつくって、10年間の計画を定めました。その中に書いてあるんです。やっぱり高齢者が住宅に困ってるというのをわかってたんですね。だから、わざわざ高齢者住宅、高齢者向けの公共賃貸住宅の供給を促進するっていうふうに書いてある。それが1つなんですね。

基本方針の2つ目に書いてあるのは、こう書いてる。民間借り上げ等による公営住宅の確保を検討するとともに、関係機関等へ公的住宅の供給を要望しますと、こういうふうに書いてある。要するに、基本方針の一つの柱は高齢者向け公共賃貸住宅、この供給を促進する、それが第1のポイント。第2のポイントは、民間借り上げ等の町営住宅ですね、これやる。このことについてどこまで進んだかいうのを説明を求めます。これ10年前につくって、ことしが総仕上げの年なんだけど、これらがどこまで進んだか、この基本方針、非常に的確な方針だったと思うんだけど、それが具体的にどこまで来てるのか、進んだのか、10年かけて、という答弁をお願いします。

○議長（中井元信君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（河中健治君） 再質問の民間借り上げ住宅、公的住宅を供給する、第3次総合計画改訂版でこのようにうたっていると、それともう一点、高齢者の住宅を考える必要がある、この2点について、今の第3次総合計画ではうたっておると、どの程度まで府中町の作業は進んでおるのかといった御質問でございます。

これにつきましては、今現在、先ほどの御答弁と同様な内容になってまいりますが、平成25年3月に策定いたしました府中町町営住宅長寿命化計画におきまして、借り上げ公営住宅制度の適用検討をこれは行っております。そこで、それぞれメリット、デメリット、また民間供給する側のほうのメリット、デメリットも整理をさせていた

だいております。

その整理をさせていただいた結果、今現在、府中町の方針としましては、本町の空き家等不動産としての需要が大きいといったところから、ちょっと答弁にはなってないです、これ、なってないことから、空き家の活用につきましては、基本的に不動産売買や賃貸借契約及び駐車場等としての不動産業者等が十分に活用機能を果たしているといったようなことで、今現在、府中町が現在計画されております町営住宅の整備を進めて供給戸数を確保していくと、既存の町営住宅ストックの長寿命化を進めていくということを最優先として考えているといった、先ほどと同様の答弁になってまいります、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 3 回目の質問。

18 番林議員。

○18 番（林 淳君） どうも難しい質問をありがとうございました、御答弁。やっぱり今度いただいた資料の中でも、海田、熊野、坂の町営住宅戸数なんか出していただきましたけど、やっぱりこの中で一番圧倒的に、ここ府中町は出てないんですけど、上のほうに、先ほどの問いの中で108戸の町営住宅があるという御答弁がありましたけども、海田は府中町の6割ぐらいじゃないかな、人口、そこで164あるんですね。ところが、府中町は今108なんですね。やっぱり町営住宅がいかに府中町は少ないかということを、一つはあらわしてるというふうに思います。

また、特に意地悪い質問したつもりはないんですけども、実際に町が住宅の基本的な方針というところで書いてある高齢者向けの公営住宅、それが柱、もう一つ、民間借り上げという、これは手法ですけど、これ2つがどこまでいってるかいうたら、ほとんど進んでないと思う、10年間。このときには114戸あったんです、府中町のこの案をつくったとき府中町の町営住宅は114あって、今では減ってるわけですから、ふやすって言ったのに減ってる。それで、借り上げ住宅も実らなかった。だから、僕はそのことの責任を追及するというよりも、このときこれが必要だというふうにかかれた二本柱の柱は、今も基本的には同じ状態だと思うんですね、当時よりもっと悪くなってると思うんです、お年寄り向けの住宅のほうは。

そういう意味で、空き家対策っていうのはさまざまな分野でうまく活用すれば、一石二鳥とかいったような成果も上がるような条件があるので、空き家対策の中で今示

した２つの基本方針を貫いてもらいたいと思うんです。これの実現をもう再度追及してもらいたい、この１０年間の第４次総合計画の中で、ということです、簡単に言えば。これは非常にいい方針で、実現できなかったけれども、引き続いてやるいうたら格好もつくじゃないですか。今までうまくいかなかったけども、空き家対策とあわせてこの方針を今後１０年間も継続して追及するという方針をぜひとも打ち立ててほしい、そういう検討してほしい、ということで、町長いかがですか。突如。

○議長（中井元信君） 答弁。

町長。

○町長（和多利義之君） 突然御指名をいただきまして、大変ありがとうございます。

御承知のように、今、町営住宅は１０８戸ということなんで、１４０戸ぐらいあったんですね。芸予地震で山田の町営住宅を２０戸ぐらい撤去したんですね。それと、鶴江一丁目の木造のバラックがもう崩壊しそうなんでほとんど撤去しましたね。だから、そういうように少のうなったんですね。だから、町営住宅は整備、ふやすつもりはありませんが、当初の戸数ぐらひは確保するべきだと、こういう思いを持っておるということで、今、当面何が必要か、先ほど御質問がありましたように、特に大樋ノ口の母子住宅を閉ざしました。それを補完していこうというのが今、北部に名前ちょっと変わっとるんですが、通称北部交流センターと、こういう上に建てると、こういうふうになったんですが、全然関心がないわけじゃない、一歩前へ進めとるんですが。

もう一つは、空き家の件については検討はしてないわけじゃない、検討はしたんですが、府中町の場合これをやりますと、結構しんが高いんですね。どれだけ今行政が補填するかと、こういう問題がある。中山間地のほうへ行きますと、大きな６０坪ある家も２万円かぐらひで借りれるんですけど、府中町はそうはいかんのんです。

したがって、今後そこの第４次総で先ほどの基本方針は変わらんとしますから、やっぱり時代的にそういう物件もできる可能性があるから、今後そういうことがあれば、そういう検討もできると思うんですが、現状の中、三十数坪といいますと、やっぱり今不動産専門の人がおるから、余り大きなことを言うちゃあいけんのんですが、大体坪が３，０００円、家賃がね。古うなるとそうばかりはいきませんが、３０坪あると９万円、まあ安うしても７万円やったら、やっぱりこれは町営住宅にならんというのが府中町の泣きどころというんでしょうかね、そういうものがありますので、その項目を、基本方針を消すわけじゃないが、当面は極めて難しいということだというこ

とで御理解はいただきたいということでございます。今後もやはり140戸ぐらいあったんですから戸数はキープしていくという形の基本的な考え方は変わらない中で、どうあるべきか、今後も空き家も含めて、建てかえも含めて、検討していくという考え方だということで御理解をいただきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 以上で、第1項、府中町の「空き家」対策について、18番林議員の質問を終わります。

以上で、建設関係の質問を終わります。よって、日程第2、一般質問を終わります。次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第3、議員提出第2号議案、府中町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題に供します。

本件につきましては、提出者が全員でございます。よって、提案説明、質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、日程第3、議員提出第2号議案、府中町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 以上で、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで町長が御挨拶したいと申し出ておられますので、許可します。

町長。

○町長（和多利義之君） 6月定例会閉会に当たりまして一言お礼を申させていただきます。暦日で言いますと19日からきょうまで5日間ということでございますが、この間、町の議題を18件提起をいたしました。熱心な審議の中でそれぞれお認めをいただきました。重ねてお礼を申させていただきます。このように思います。

また、この間いろいろと御意見も頂戴をして、いい返事をしたものがありますが、これは責任を持ってこれからもできるだけ早く進めていくよう努力をしていきたいというふうに思います。

それと同時に、ことしは当初からたくさんの事業を編成をしておるということで、大変な1年、計画もありますということでございますが、全力を挙げて目的を達成をしていきたいということでございますので、今後ともに皆さん方の御協力と御理解をいただくようお願いをし、最後に、大分暑くなりました。そうは言いながら、朝夕まだ冷え込むというような時期でございます。風邪等こういう気候は引きやすいということでございます。くれぐれも健康には留意をされまして、元気で活躍をされることを願ひまして、一言お礼にかえさせていただきたいと、このように思います。ありがとうございました。よろしくお願いします。

○議長（中井元信君） これをもちまして、平成27年第2回府中町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（閉会 午前11時01分）